

議案第 8 2 号

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されたことに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例（平成１５年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

所沢市土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

第１条中「無秩序な土砂の堆積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、「市民の生活の安全の確保及び」を削る。

第２条第１号中「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）第２条第２号の宅地造成、同条第３号の特定盛土等及び同条第４号の土石の堆積」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、盛土をする部分の土地の面積が５００平方メートル未満（土石の堆積を行う場合にあっては、土石の堆積を行う部分の土地の面積が３００平方メートル未満）又は３，０００平方メートル以上のものを除く。

第２条第２号中「砒素」を「砒^ひ素」に改める。

第３条中「無秩序な土砂の堆積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改める。

第４条中「その堆積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止の」を「当該土砂の堆積による土壌の汚染を防止する」に改める。

第５条から第１０条までを削る。

第１１条中「許可事業者は、土砂の堆積を行うとき」を「土砂の堆積を行う者（次条の規定により届出をする義務を負う者に限る。第７条から第１０条までにおいて同じ。）」に改め、同条ただし書中「規則の」を「規則で」に改め、同条を第５条とし、同条の次に次の１条を加える。

（着手の届出）

第6条 土砂の堆積を行う者は、土砂の堆積に着手したときは、次に掲げるものを除き、当該土砂の堆積に着手した日から起算して10日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事に係る土砂の堆積
- (2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為のうち規則で定めるものに係る土砂の堆積
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積

第12条を削る。

第13条中「許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可」を「土砂の堆積を行う者は、前条の規定による届出」に、「土砂の堆積に」を「規則で定めるところにより、土砂の堆積に」に改め、同条を第7条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条の見出し中「に係る」を「を行う」に改め、同条中「許可事業者」を「土砂の堆積を行う者」に、「に係る土地の区域」を「を行う部分の土地」に、「規則の」を「規則で」に、「その結果を市長」を「調査を完了した日から起算して30日以内に、その結果を市長」に改め、同条ただし書中「第11条ただし書」を「第5条ただし書」に改め、同条を第8条とする。

第17条中「許可事業者」を「土砂の堆積を行う者」に、「当該許可」を「第6条の規定による届出」に改め、同条を第9条とする。

第18条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認める場合（第11条ただし書）」を「土砂の堆積を行う者が土壌基準を遵守していないと認める場合（第5条ただし書）」に、「当該許可事業者」を「当該土砂の堆積を行う者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「第11条ただし書」を「第5条ただし書」に、「許

可事業者が」を「土砂の堆積を行う者が」に、「当該許可事業者」を「当該土砂の堆積を行う者」に改め、同項を同条第２項とし、同条を第１０条とする。

第１９条第１項中「土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が」を「堆積した土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は」に、「土砂の流出、崩壊その他の災害を」を「人の健康に係る被害を」に改め、同条を第１１条とし、第２０条を第１２条とし、第２１条を第１３条とし、第２２条を第１４条とする。

第２３条の前の見出し及び同条を削る。

第２４条中「第１８条第１項、第３項又は第４項」を「第１０条第１項又は第２項」に改め、同条を第１５条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第２５条第１号を削り、同条第２号中「第１５条第１項又は第１６条」を「第８条」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「第２０条」を「第１２条」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号中「第２１条第１項」を「第１３条第１項」に改め、同号を同条第３号とし、同条を第１６条とする。

第２６条中「第９条、第１４条又は第１７条」を「第６条又は第９条」に改め、同条を第１７条とする。

第２７条中「第２３条から前条まで」を「前３条」に改め、同条を第１８条とする。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年１１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際、現に土砂の堆積を行っている者に対するこの条例によ

る改正後の第6条の規定の適用については、同条中「土砂の堆積を行う者は、土砂の堆積に着手したとき」とあるのは「令和7年11月1日において土砂の堆積を行っている者」と、「当該土砂の堆積に着手した日から起算して10日以内」とあるのは「同月30日まで」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の所沢市土砂の堆積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第18条第2項及び第19条から第21条までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧条例第18条の規定による命令を受けた者に対する旧条例第19条から第21条までの規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅するまでの間は、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 附則第2項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の第6条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。